

徳島県営坂州発電所の売電に係る仕様書

令和8年7月
徳島県企業局

目 次

1	適用	1
2	業務内容	1
	(1) 概要	
	(2) 対象発電所	
3	売電期間	1
4	売電電力量	1
	(1) 売電予定電力量	
	(2) 売電実績電力量	
5	発電予想	2
6	発電の停止及び制限	2
7	設備の点検、修繕等に伴う発電停止	2
8	電気料金	2
	(1) 算定方法	
	(2) 徳島県における容量市場（kW価値）収入の取扱い	
	(3) 発電側課金の取扱い	
	(4) 電気料金の支払い	
9	その他	3
	(1) 託送供給等の契約	
	(2) 契約終了時の引継事務	
	(3) 容量市場に係る徳島県の対応業務への協力	
	(4) 電力広域的運営推進機関への手続き	
	(5) 環境価値	
	(6) 発電側課金	
	(7) 発電バランシンググループの形成及びインバランスへの対応	
	(8) 受給運用に関する申合せ書	
	(9) 守秘義務	
	(10) 法令等の遵守	
	(11) 地域貢献等の実施	
	(12) 定めのない事項等の処理	
別紙 1	坂州発電所 月別売電予定電力量	5
別紙 2	坂州発電所 月別売電実績電力量	6
別紙 3	発電停止計画	7

徳島県営坂州発電所の売電に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、徳島県営坂州発電所に係る電力受給契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2 業務内容

（１）概要

徳島県と本契約を締結する事業者（以下「買受人」という。）は、徳島県が発電した電力を受給し、売電予定電力量に変動が生じた場合であっても、その全量（所内等で使用する電力量を除く。）を購入するものとする。

買受人は、企画提案した「環境価値の有効活用による地域貢献等」（以下「地域貢献等」という。）を行うものとする。

（２）対象発電所

本契約における対象発電所の概要は、次のとおりである。

発 電 所 名：坂州発電所

所 在 地：那賀郡那賀町坂州

運 転 開 始：昭和２７年５月

発 電 形 式：水路式

最 大 出 力：２，５００ｋＷ

発電機台数：１台

電 気 方 式：交流三相３線式、周波数６０Ｈｚ、電圧６．６ｋＶ

そ の 他：出水に伴う土砂流入防止に係る運転制約あり

3 売電期間

令和９年４月１日０時から令和１１年３月３１日２４時までの２年間とする。

4 売電電力量

（１）売電予定電力量

各年度の売電予定電力量を表１に、月別売電予定電力量を別紙１に示す。

ただし、天候による河川の流況変化、発電所の故障や修繕等による停止、河川管理上の都合等により、受給電力量は変動することから売電予定電力量を保証するものではない。また、売電電力量が予定電力量と比較して増減がある場合にも、買受人は、その全量を購入するものとする。

表１ 売電予定電力量

令和９年度	令和１０年度	基準売電予定電力量
5,500,000kWh	5,500,000kWh	5,500,000kWh

※ 基準売電予定電力量とは、２年分の売電予定電力量を２で除して得たものをいう。

(2) 売電実績電力量

参考のため直近10か年の月別売電実績電力量を別紙2に示す。

なお、直近3か年の1時間ごと売電実績電力量については、本公募の参加資格を有すると通知された者で、希望する者に提示する。

5 発電予想

徳島県は、原則として、対象発電所の毎日の発電見込みを買受人へ通知する。通知時刻及び通知方法等については、徳島県と買受人との協議により定めるものとするが、通知後の買受人の都合による発電見込みの変更は原則として認めない。

河川の流入状況により出力の増減の影響を受ける場合には、発電見込みと実績値で相違することがある。

6 発電の停止及び制限

徳島県は、発電予想の通知以降において、次の理由等により、発電を停止又は制限できるものとする。なお、徳島県は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や速やかな通知に努める。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) ダム及び利水者等からの要請
- (4) 取水設備に流入する河川の流量変動(出水に伴う土砂流入防止に係る運転制約含む)
- (5) 河川内事故の発生など警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請
- (6) 一般送配電事業者の要請等
- (7) 一般送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- (8) 電力広域的運営推進機関の指示等
- (9) その他保安上の必要がある場合

7 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

徳島県は、設備の機能を維持するために、定期点検、修繕等により発電を停止することがある。この場合、原則として、徳島県は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。

ただし、設備の故障等により、緊急に点検、修繕等を要する場合には、発電停止時、速やかな通知に努めるものとする。なお、通知の方法等は協議により別に定める。

参考のため各年度の発電停止計画を別紙3に示す。

8 電気料金

買受人が徳島県に支払う毎月の電気料金は、原則として次のとおりとする。

(1) 算定方法

電気料金の算定方法は次のとおりとする。

$\text{電気料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{買取単価}(\text{※1}) + \text{消費税等相当額}(\text{※2})$
--

※1 買取単価については、買受人からの提案により決定する。

※2 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 徳島県における容量市場（kW価値）収入の取扱い

徳島県と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により徳島県が得られる収入については、この電気料金による収入との精算を行わないことから、買取単価は、容量市場におけるkW価値を除くものとする。

なお、容量市場の契約内容については、本公募の参加資格を有すると通知された者で、希望する者に提示する。

(3) 発電側課金の取扱い

徳島県が発電側課金として一般送配電事業者負担する額については、企画提案書に示す電気の買取単価に含めた提案として取り扱うものとする。

(4) 電気料金の支払い

徳島県は、毎月、当該月の電気料金を、納入期限を記載した納入通知書により買受人に通知し、買受人は納入期限までに徳島県へ支払うものとする。なお、買受人は自己の責めに帰すべき理由により、納入期限までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき所定の遅延利息を加算して徳島県へ支払うものとする。

9 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結し、契約時の写しを提出するものとする。

(2) 契約終了時の引継事務

買受人は、本契約終了時において、次に徳島県と契約を締結する者に対し、名義の変更、託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(3) 容量市場に係る徳島県の対応業務への協力

容量市場へ参加している発電所について、買受人は、電力広域的運営推進機関から徳島県へ課されるリクワイアメント及びアセスメントについて理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うものとする。

(4) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出等の手続きについては、買受人が行うものとする。

(5) 環境価値

本契約には、非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとする。なお、環境価値に関する法令等に改正があった場合は、その取扱いについて協議するものとする。

(6) 発電側課金

実際の発電側課金の負担分が、契約内容から大きく乖離した場合には、国が示すガ

イドライン等に基づき、別途協議するものとする。

(7) 発電バランシンググループの形成及びインバランスへの対応

買受人が発電バランシンググループの形成及びインバランスに関する対応（インバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(8) 受給運用に関する申合せ書

徳島県及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた申合せ書を双方協議のうえ作成し、締結するものとする。

(9) 守秘義務

徳島県及び買受人は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約の締結にあたって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

このことは、本契約終了後においても同様とする。

(10) 法令等の遵守

本契約の履行にあたっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守するものとする。

(11) 地域貢献等の実施

買受人は、地域貢献等を実施するにあたり、その実施計画を徳島県に提出するとともに、その実施状況について徳島県に報告するものとする。

(12) 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、徳島県と買受人との協議により定めるものとする。

別紙 1 坂州発電所 月別売電予定電力量

○令和9年度 (単位:1,000kWh)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電力量	390	480	590	650	600	710	630	350	260	200	240	400	5,500

○令和10年度 (単位:1,000kWh)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電力量	390	480	590	650	600	710	630	350	260	200	240	400	5,500

別紙 2 坂州発電所 月別売電実績電力量

(単位: kWh)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	285,446	807,954	916,000	765,400	443,426	606,143	428,852	349,855	150,769	94,161	114,523	307,488	5,270,017
令和6年度	885,539	799,058	987,025	874,071	294,531	0	0	541,608	245,356	126,350	22,484	247,826	5,023,848
令和5年度	551,885	939,816	743,010	467,314	558,077	884,078	210,239	370,635	178,333	142,146	233,423	650,138	5,929,094
令和4年度	344,093	599,915	471,244	681,347	422,706	692,144	784,729	169,814	117,374	26,889	0	220,552	4,530,807
令和3年度	461,960	778,220	827,170	810,830	468,936	809,530	254,689	314,471	257,738	134,647	112,654	266,256	5,497,101
令和2年度	654,460	273,570	559,210	524,870	459,210	655,400	777,630	384,390	139,550	150,610	214,930	875,000	5,668,830
令和元年度	235,790	520,670	607,060	638,740	784,630	882,080	990,590	1,136,110	697,280	825,100	490,010	456,280	8,264,340
平成30年度	329,668	597,150	655,070	563,320	701,040	680,250	684,940	205,760	202,600	154,170	151,070	492,030	5,417,068
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	207,284	207,284
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成28年度及び平成29年度は、リニューアル工事のため発電を停止している

別紙 3 発電停止計画

- 3 日以上連続停止を記載
- 作業については現時点での予定であり、停止日数等を確定するものではない

令和 9 年度

発電所名	作業概要	停止予定時期	停止日数
坂州発電所	蔭平線停止に伴う停止	第 3 四半期	23

令和 1 0 年度

発電所名	作業概要	停止予定時期	停止日数
坂州発電所	追立ダム排砂ゲート設備等取替仮締切設置	第 3 四半期	10
坂州発電所	水車発電機内部点検手入れ ほか	第 3 ・ 4 四半期	109